

原議保存期間 1年未満
(平成23年8月31日まで)

警視庁交通部交通総務課長 殿
各道府県警察本部交通部長
(参考送付先)

各管区警察局(総務監察・)広域調整部広域調整第二課長

事務連絡
平成23年6月28日
警察庁交通局交通規制課理事官

平成23年東日本大震災に伴う自動車保管場所証明に係る有効期間について
標記の件については、現在、「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う自動車
保管場所証明に係る有効期間について」(平成23年3月23日付け警察庁交通規
制課理事官事務連絡)により各都道府県警察において対応していただいている
ところである。

しかしながら、各自動車メーカーの生産ラインは回復傾向にあるものの、未
だ全国的に販売事業者への自動車の納車が大幅に遅れている状況がみられるこ
とから、国土交通省では各地方運輸局等に対して、別添「運輸支局等における
自動車登録申請の際の書類の有効期間の取扱いの一部改正について」(平成23
年6月27日付け国自情第72号)を発出して、平成23年3月11日から6月29日ま
での間に有効期間が満了した保管場所証明書であっても平成23年8月31日まで
は有効なものとして取り扱う再度の延長措置を講じることとなった。

そこで、各都道府県警察においては、保管場所証明手続の窓口において、上
記の国土交通省の通知の趣旨を確実に伝えるとともに、無用な再申請をさせる
ことの無いよう留意すること。

なお、国土交通省においては、この度の措置が終了する本年8月31日以降は、
自動車保管場所証明に係る有効期間の再々延長は行わない予定であることを申
し添える。

国自情第72号
平成23年6月27日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局技術安全部
自動車情報課長

運輸支局等における自動車登録申請の際の書類の有効期間の取扱いの
一部改正について

標記について、東日本大震災の災害状況を鑑み、自動車登録申請時における添付書類の有効期間の延長措置を講じ対応をしてきたところである。

現在、各自動車メーカーの生産ラインは回復傾向にはあるものの、未だ全国的に販売事業者への新車納入が遅延している状況があるため、「運輸支局等における自動車登録申請の際の書類の有効期間の取扱いについて」(平成23年3月23日付け国自情第233号)を下記のとおり一部改正することとしたので貴局管下の運輸支局等に周知を図るとともに、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、自動車登録令第16条第3項に規定する自動車登録申請時に添付する印鑑証明書の有効期間の満了日については、平成23年8月31日に延長するものとして別途告示する予定である。

記

1 申請時の各書面の取扱い

(1) 車庫証明書の有効期間について

「平成23年6月30日をもって満了するものとする。」を、「平成23年8月31日をもって満了するものとする。」に改める。

(2) 自動車の使用者の住所を証する書面の有効期間について

「平成23年6月30日をもって満了するものとする。」を、「平成23年8月31日をもって満了するものとする。」に改める。